

# 「川崎市麻生区役所、麻生市民館及び麻生図書館の整備等に関する基本計画」

## 作成支援業務委託 仕様書

### I 総則

#### 1 概要・目的

「新百合ヶ丘駅北側地区まちづくりの基本的考え方」（令和8年3月策定予定）に基づき、川崎市麻生区役所（以下「区役所」という。）、川崎市麻生市民館（以下「市民館」という。）及び川崎市立麻生図書館（以下「図書館」という。）の建替えを計画する。

本委託は、新百合ヶ丘駅北口地区のまちづくりの動向を踏まえながら、区役所、市民館及び図書館の建替整備のための基本方針の検討を含む基本計画の策定支援を行うものである。

なお、策定に当たり、多くの市民へのより良いサービスの提供につながるよう、導入機能及び機能配置の考え方等について市民意見を聴取するためのワークショップを開催し、各種調査・分析等を委託するものである。

#### 2 契約条件等

##### (1) 履行期間

契約締結日から令和10年3月17日（金）まで

ただし、令和8年12月4日（金）までに中間報告書、令和9年9月30日（木）までに基本計画（案）を作成、提出し、発注者の検査確認を受けること。

##### (2) 履行場所

川崎市内

##### (3) 契約の種類

委託契約

##### (4) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

### 3 その他

#### (1) 経費の負担

機材や消耗品の調達費、資料印刷代、参加者及び有識者等への謝礼、保育士・手話通訳者・要約筆記通訳者の手配費用など業務に必要な経費は受託者の負担とする。

#### (2) 著作権、所有権

成果物等の著作権、所有権等は川崎市に帰属するものとする。また、市は、成果物等のすべてについて、業務に必要な範囲で改変し、または二次利用する権利を有することとする。なお、写真やイラストを用いる場合は、その著作権等に留意すること。

#### (3) その他

ア 本業務における技術的な助言・確認を行う立場として、次のものを配置すること。なお、一人でも複数人でもよいものとする。

(ア) 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士

(イ) 1,000席以上の座席を有する劇場に関する基本計画又は設計に関する実務経験を有するもの

(ウ) 図書館に関する基本計画又は設計に関する実務経験を有するもの

(エ) 市役所や区役所等の庁舎に関する基本計画又は設計に関する実務経験を有するもの  
イ この仕様書に定めのない事項、または不明な点がある場合は、川崎市の条例または規則に定めのある場合を除いて、その都度、両者協議の上で決定すること。

## II 実施業務

### 1 基本計画作成支援

基本計画の策定に当たり、次の事項を実施すること。

#### (1) 業務内容

ア 「意見交換会（ワークショップ）」の企画・運営

（ア）趣 旨：区役所、市民館及び図書館機能の整備について、公募した参加者との意見交換の機会を設ける。

（イ）開催時期：令和8年7月から9月、令和9年6月から8月を想定

（ウ）対 象：麻生区在住、在勤、在学（小学5年生以上）の人

（エ）人 数：30～40名程度

（オ）支援内容：ワークショップ開催に向けた情報収集及び専門的アドバイス並びにワークショップ運営支援を行う。具体的には次のa～gのとおりとする。

大学生・大学院生（川崎市在住または在学の者が望ましい）等のスタッフを各グループに配置するなど、若者の意見を取り入れることを目的とした運営の工夫を行うこと。

a 事務局運営

b 会議議事録作成

c 企画準備

参加者の募集、案内文案作成等

d 当日の運営

保育士・手話通訳者・要約筆記通訳者については、事前に発注者を通じ必要数を把握し、必要な場合は十分な人員を手配し配置する。

e 記録写真の撮影

f 参加者への謝礼金の支出

g 上記各項目に付随又は関連して発注者が指示する事項

イ 麻生区内で開催されるイベント開催時における意見聴取の実施補助

（ア）趣 旨：麻生区内で開催されるイベント時にブース等を設置し、区役所、市民館及び図書館機能の整備について、意見交換会出席者以外の市民からも幅広く意見聴取を行う。

（イ）開催時期：令和8年10月頃、令和9年10月頃を想定

（ウ）対 象：イベントに来場した市民等

（エ）留 意 点：イベントに来場した市民等が気軽に立ち寄り意見しやすくなるよう、掲示方法や意見聴取形式等を工夫すること。

ウ 基本計画の作成補助（基本計画の作成及び打合せの実施）

発注者の指示に従い、別紙1の項目の検討と共に、次のとおり基本計画（中間報告を含む。）の作成補助を行うこと。

- (ア) 令和8年12月4日（金）に中間報告書を提出する。
- (イ) 令和9年11月30日（火）までに基本計画を作成する。
- (ウ) 履行期限内に本委託契約に係る報告書を作成する。
- (エ) 上記資料の作成に資する情報交換のため、月1～2回（1～2時間/回）、発注者が指定する場所で打合せを行い、摘録を作成する。

#### エ ニュースレター等の作成

- (ア) 趣 旨：意見交換会及びイベントの開催ごとに、内容や様子が分かる写真、参加者の主な意見などをまとめたニュースレターを作成し、電子データ（PDFファイル）を提出する。
- (イ) 回 数：意見交換会及びイベントの開催回数に応じて作成する。（意見交換会については各回の内容を統合した全体版も作成）
- (ウ) 納 期：意見交換会及びイベントの開催後、20日以内。ただし、納期の前に次の意見交換会等の開催がある場合には、その3日前までに納品すること。

#### オ まちづくりの検討状況及び他都市先進類似事例等の調査・報告

- (ア) 趣 旨：本計画は新百合ヶ丘駅北口地区のまちづくりの動向を踏まえた計画とする必要があるため、川崎市関係部局の公開情報及び発注者から適宜提供される情報を調査の上、これを踏まえて検討する。  
また、既存の計画・方針等を踏まえつつ、現在の区役所及び市民館、図書館にはない、新たな発想による施設づくりを進め、多くの市民へのより良いサービスの提供につながるよう、その検討の補助として、全国の区役所、図書館、公民館及びホールの先進事例について調査や、有識者等から意見聴取補助を行い、報告書を作成する。
- (イ) 内 容：
  - a 本計画は新百合ヶ丘駅北口地区のまちづくりの動向及び他都市の市区役所、図書館、公民館及びホールの先進事例について、ソフト面・ハード面双方の視点から調査を行う。
  - b より多くの市民に利用される施設となるよう有識者からの意見聴取を行なうため、有識者のリストアップ、議事録作成、謝礼金の支出を行う等、意見聴取の実施を補助する。
  - c 報告書の作成については、発注者と協議の上、報告事例及び内容並びに提出時期を決定することとする。
- (ウ) 留 意 点：原則として基本計画策定のための基礎資料作成のために調査を行うこととするが、意見交換会で使用する資料の一部として利用することも想定し作業を行うこと。

#### カ 成果品の提出

本業務委託の成果品については、次のとおりとする。

- (ア) 提出物：
  - a 中間報告（提出期限：令和8年12月4日（金））
    - (ア) 中間報告書（くるみ印刷）、素案骨子及び他都市事例各報告書（簡易製本）

：各 10 部

(b) その他、調査・検討の過程で作成した資料等一式（打合せ摘録を含む）  
： 1 部

(c) 上記(a)及び(b)のデータを収めたCD-R : 1 枚

b 最終報告（提出期限：令和 9 年 11 月 30 日（火））

(a) 基本計画報告書（くるみ印刷）、素案骨子及び他都市事例各報告書（簡易製本）  
：各 10 部

(b) その他、調査・検討の過程で作成した資料等一式  
(「a 中間報告」の内容及び打合せ摘録を含む。)  
： 1 部

(c) 上記(a)及び(b)のデータを収めたCD-R : 1 枚

(i) 提出条件：前号(イ)のCD-Rは、ウィルスチェック定義（パターンファイル）が最新である環境でウィルスチェックを行ったことを確認した上、ウィルスチェック証明書（任意様式）とともに納品すること。また、データのうち文書及び表計算データは、ワード、エクセルファイル等の元データも収めること。

## 基本計画策定にあたり、検討すべき項目

No.	項目	備考
1	基本方針	上位計画や関連する部門別計画に留意 「新百合ヶ丘駅北側地区まちづくりの基本的考え方」 「区役所改革の基本方針」 「今後の市民館・図書館のあり方」等
2	現状課題の整理、諸室の利用状況の分析	利用率の分析や施設管理者へのヒアリング等を行いながら検討
3	市民意見整理	
4	整備要件	新施設に必要と考える建築条件の整理
5	施設機能	現庁舎で必要とされた機能に加え、新たに追加される機能の可能性についても検討
6	庁舎規模	DXの動向も踏まえて検討
7	配置計画の考え方	「新百合ヶ丘駅北側地区まちづくりの基本的考え方」で示されたシビックゾーンの考え方に基づき、施設の複合化の可能性も含め、適切な配置の考え方を検討
8	ゾーニング・レイアウト	複数案を検討
9	配置計画・平面計画・断面計画・立面計画	
10	構造計画	
11	設備計画	
12	セキュリティ計画	
13	防災計画	区役所が区災害対策本部となることに留意
14	ユニバーサルデザイン	
15	外構・駐車場計画	
16	維持管理・運営計画	
17	環境配慮計画	市の関連施策に留意
18	法規チェック	
19	概算事業費	まとめ方は市担当者と協議
20	事業スケジュール	

No. 1～No. 7 の検討項目については中間報告書として令和8年12月

4日（金）までに作成し、提出するものとする。